

## 排水設備設置義務免除取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、下水道法（昭和33年法律第79号）第10条第1項ただし書の規定に基づく排水設備設置義務の免除（以下「免除」という。）に関し、必要な事項を定め、もって、業務の統一かつ適正な執行を図ることを目的とする。

(免除の要件)

第2条 免除は、次の各号に掲げる要件に該当する場合に行うことができる。

- (1) 免除により公共用水域（水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第1項に規定するものをいう。）に放流する排水（以下「免除排水」という。）は、間接冷却水、水泳用プール排水及びこれに類似する排水とすること。
- (2) 免除排水の水質が、水質汚濁防止法第3条第1項及び水質汚濁防止法第3条第3項の排水基準に関する条例（昭和49年兵庫県条例第18号）に定める水質並びにこれらによりその区域の終末処理場からの放流水につき定められている水質に適合していること。
- (3) 免除排水のための設備と排水設備は、完全に分離し、かつ、その排水経路が容易に確認できること。
- (4) 免除排水の量及び下水道への排水量が正確に測定できること。

2 前項に掲げる場合のほか、姫路市公共下水道管理者（以下「管理者」という。）が特別の事由があると認めるときは、免除することができる。

(免除の許可申請等)

第3条 免除を受けようとする者は、排水設備工事着工日の30日前までに排水設備設置義務免除（変更）許可申請書（様式第1号）に次に掲げる書類（以下「添付書類」という。）を添えて管理者に提出し、許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

- (1) 免除排水計画書（様式第2号）
- (2) 免除排水の水質測定計画書（様式第3号）
- (3) 下水道法、水質汚濁防止法、瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和53年6月13日法律第68号）関係法令に基づく認可、許可等の処分を受けているときは、その処分を示す書類の写し
- (4) 公共用水域に関する取水又は排除の許可等を公共用水域の管理者等から受けてい

るときは、その許可書の写し

(5) その他管理者が指定するもの

(許可書の交付)

第4条 管理者は、前条の申請書の提出があった場合はこれを審査し適当と認めるときは、排水設備設置義務免除（変更）許可書（様式第4号）を申請者に交付する。

(許可の条件)

第5条 管理者は、前条の許可書の交付にあたっては、下水道法の目的を達成するため必要な条件を付することができる。

(免除の期間)

第6条 免除の期間は、3年以内とする。

(免除の期間更新)

第7条 免除の許可を受けた者が、許可の期間満了後、引き続き免除の許可を受けようとするときは、許可の期間満了日の10日前までに排水設備設置義務免除期間更新許可申請書（様式第5号）に添付書類を添えて管理者に提出し、許可を受けなければならない。添付書類は、管理者の指示するところによりその一部又は全部を省略することができる。

2 管理者は、前項の申請書の提出があった場合はこれを審査し適当と認めるときは、排水設備設置義務免除期間更新許可書（様式第6号）を申請者に交付する。

(水質測定義務)

第8条 免除の許可を受けた者は、下水道法施行規則（昭和42年建設省令第37号）第15条に準じ免除排水の水質規定を行うものとする。

(立入検査)

第9条 管理者は、免除排水に関して立入検査をすることができる。

(報告の徴収)

第10条 管理者は、免除排水に関して必要と認めるときは、報告を徴収することができる。

(氏名変更等届出)

第11条 免除の許可を受けた者が、住所又は氏名等を変更したときは、変更した日から30日以内に氏名変更等届出書（様式第7号）により管理者に届け出るものとする。

(地位の承継)

第12条 免除の許可を受けた者について相続又は合併があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、免除の許可を受けた者の地位を承継する。

2 前項の規定により、免除の許可を受けた者の地位を承継した者は、承継のあった日から30日以内に承継届出書（様式第8号）により管理者に届け出るものとする。

（廃止の届出）

第13条 免除の許可を受けた者が、公共用水域への下水の放流を廃止したときは、廃止した日から30日以内に廃止届出書（様式第9号）により管理者に届け出るものとする。

（許可の取消し）

第14条 管理者は、免除の許可を受けた者が許可にあたり付した条件に違反し又は虚偽の申請等をしたときは、許可を取り消すことができる。

（関係各課・機関との協議）

第15条 管理者は、免除排水に係る申請等につき必要があるとき、関係各課・機関と協議するものとする。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、昭和59年9月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際現に第2条第1項第1号に係る排水を公共用水域に放流している者は、この要綱の施行の日から1年以内に管理者に免除の許可を受けるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際、現に旧要綱に定める様式による書面がある場合は、当分の間、それを取り繕って使用することができる。

様式第1号（第3条関係）

様式第2号（第3条関係）

様式第3号（第3条関係）

様式第4号（第4条関係）

様式第5号（第7条関係）

様式第6号（第7条関係）

様式第7号（第11条関係）

様式第8号（第12条関係）

様式第9号（第13条関係）